

ＴＰＰ市場アクセス交渉
畜産物、園芸作物等の
品目別の最終結果概要
(HS2012版)
(別紙関係)
生産局

- (別紙1) 乳製品 (ホエイ)
- (別紙2) 乳製品
- (別紙3) 牛肉、豚肉
- (別紙4) オレンジ、たまねぎ

農林水産省

TPPにおける合意内容(乳製品(ホエイ))

TL2012	品目名	合意内容
040410129	食用ホエイ	<p>①たんぱく質含有量25%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的に16年目に関税撤廃 25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(16年目) ・数量セーフガード措置 <p>[発動数量]</p> <p>1年目5,000トン、10年目8,000トン 12年目9,000トン、15年目11,250トン 16年目以降1,000トン/年増加</p> <p>[SG税率]</p> <p>1-5年目: 29.8%+75円/kg 6-10年目: 23.8%+45円/kg 11-15年目: 13.4%+30円/kg 16年目以降: 毎年2%+4円/kg削減 前年発動の場合は1%+2円/kgの削減 2年間発動がなければ廃止</p>
040410139		
040410149		
040410169		
040410179		
040410189		
040410139	飼料用ホエイ	<p>(注)脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。</p> <p>③たんぱく質含有量45%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的に6年目に関税撤廃 25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(6年目)
040410149		
040410179		
040410189		
040410139	即時関税撤廃	即時関税撤廃
040410149	その他: 輸入時に着色していることが条件	その他: 輸入時に着色していることが条件
040410179		
040410189		

TPPにおける合意内容(乳製品)

TL2012	品目名	合意内容
040210129	脱脂粉乳 (乳製品1)	対象国: TPP参加国 枠数量(生乳換算): 2万659トン(1年目)→2万4102トン(6年目) 枠内税率: 25%, 35%+130円/kg(1年目)→25%,35%(11年目)
040210212		
040210229		
040221212		
040221229		
040229291		
040510129	バター (乳製品2)	対象国: TPP参加国 枠数量(生乳換算): 3万9341トン(1年目)→4万5898トン(6年目) 枠内税率: バター 35%+290円/kg(1年目)→35%(11年目)
040510229		
040520090		
040590190		
040520229		
040221119		
040221129		
040229119		
040229129		
040390113		
040390123		
040390133		
040221119	全粉乳 (乳製品4)	対象: TPP参加国 枠数量: 20,000トン(1年目)→60,000トン(11年目、生乳換算) 枠内税率: 抱合せ無税(国産(全粉)): 輸入=1:3 用途: チョコレート原材料用
040221129		
040299129	加糖れん乳 (乳製品5)	対象: TPP参加国 枠数量: 750トン(即時) 枠内税率: 無税(即時)
040299290		
040291129	無糖れん乳 (乳製品6)	対象: TPP参加国 枠数量: 1,500トン(1年目)→4,750トン(6年目) 枠内税率: 無税(即時)
040291290		
040410129	無機質濃縮ホエイ (乳製品7)	対象: 米国 枠数量: 1,000トン(1年目)→4,000トン(11年目) 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース) 灰分を13%→11%に引き下げ
040410169		
040410129	無機質濃縮ホエイ (乳製品8)	対象: 豪州 枠数量: 4,000トン(1年目)→5,000トン(11年目) 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース) 灰分を13%→11%に引き下げ
040410169		
040410149	乳幼児用調製粉乳用ホエイ (乳製品9)	対象: 米国 枠数量: 3,000トン(即時) 枠内税率: 無税(即時)
040410189		
040490118		
040490128		
040490138		

TL2012	品目名	合意内容
040410139	ホエイパーミエイト (乳製品10)	対象:米国 枠数量:1,000トン(1年目)→2,000トン(11年目) 枠内税率:無税(即時)
040410149		
040410129	無機質濃縮ホエイ 乳幼児用調製粉乳用ホエイ ホエイパーミエイト (乳製品11)	対象:NZ 枠数量:1,300トン(1年目)→1,700トン(11年目) 枠内税率: ・無機質濃縮ホエイ 25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース) ・乳幼児用調製粉乳用ホエイ/ホエイパーミエイト:無税(即時) 対象ライン ・無機質濃縮ホエイ 040410129, 040410169 ・乳幼児用調製粉乳用ホエイ 040410149,040410189, 040490118, 040490128, 040490138 ・ホエイパーミエイト 040410139, 040410149
040410139		
040410149		
040410169		
040410189		
040490118		
040490128		
040490138		
040610090	シュレットチーズ原料用フレッシュチーズ (乳製品12)	対象:TPP参加国 枠内税率:抱合せ無税 国産:輸入=1:3.5 用途:シュレットチーズ原料用
040630000	プロセスチーズ (乳製品13)	対象:米国 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
040630000	プロセスチーズ (乳製品14)	対象:豪州 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
040630000	プロセスチーズ (乳製品15)	対象:NZ 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
180620290	無糖ココア調製品 (乳製品16)	対象:TPP参加国 枠数量:5,500トン(即時) 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目)
180620290	無糖ココア調製品 (乳製品17)	対象:TPP参加国 枠数量:4,000トン(1年目)→12,000トン(11年目) 枠内税率:抱合せ無税 国産全粉:輸入=1:3 用途:チョコレート原材料用
210690291	低脂肪調製食用脂 (乳製品18)	対象:TPP参加国 枠数量:1,500トン(1年目)→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目)

TPPにおける合意内容(牛肉、豚肉)

TL2012	品目名	合意内容(セーフガード)
02011000	牛肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	1 発動水準 以下の発動水準は、牛肉(関税分類0201及び0202)及び牛ほほ肉等(関税分類0206.10.020及び0206.29.020)についての、TPP加盟国からの合計輸入量。
020120000		1年目 590,000トン 2年目 601,800トン 3年目 613,600トン 4年目 625,400トン 5年目 637,200トン 6年目 649,000トン 7年目 660,800トン 8年目 672,600トン 9年目 684,400トン 10年目 696,200トン
020130010		11～15年目 前年度の発動水準に5,900トンを加算 16年目以降 前年度の発動水準に11,800トンを加算
020130020		2 発動後の税率 (牛肉)
020130030		1～3年目 38.5% 4～10年目 30.0% 11～14年目 20.0% 15年目 18.0%
020130090		(牛ほほ肉等)
020210000		1年目 39.0% 2～3年目 38.5% 4年目 32.7% 5年目 30.6% 6～10年目 30.0% 11～14年目 20.0% 15年目 18.0%
020220000		※ 16年目以降については、前年度に発動が無ければ、毎年1%ずつ発動後税率を引き下げ。
020230010		3 発動期間 (1)4月から1月までの間に発動水準を超過した場合は、年度末まで。 (2)2月に発動水準を超過した場合は、45日間。 (3)3月に発動水準を超過した場合は、30日間。
020230020		4 11～15年目のセーフガード 11～15年目については、各年度内の四半期毎に、当該年度の発動水準の4分の1の117%を超える輸入があった場合、90日間関税を引き上げ。なお、当該セーフガードと前述の年度単位のセーフガードとが同時に発動要件を満たす場合には、長い方の発動期間で発動される。
020230030	5 有効期間 16年目以降、連続した4年間でセーフガードの発動が無ければ廃止。	
020230090	6 家畜疾病発生に関する特例 TPP参加国において、重大な家畜疾病が発生する、あるいは発生があった場合であって、当該国からの輸入が3年以上実質的に停止された場合は、当該国に対してセーフガードは実質的解禁から4年間適用しない。また、この不適用期間は、当該国が深刻な干ばつなどの自然災害があり、生産回復が妨げられた場合には、1回に限り、1年間延長される。	
020610020	牛ほほ肉等 (生鮮・冷蔵・冷凍)	7 関税緊急措置との関係 牛肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
020629020		8 初年度の発動水準等 年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。

TL2012	品目名	合意内容(セーフガード)
020611020		1 発動水準等 (1) 1～2年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の112%(国別に発動)。
020311030		
020311040		(2) 3～4年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の116%(国別に発動)。
020312021		(3) 5～6年目
020312022		① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の116%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下のTPP国からの合計輸入量 ・5年目 90,000トン ・6年目 102,000トン
020612023		
020319021		(4) 7～11年目 ① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の119%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下のTPP国からの合計輸入量
020319022		・7年目 114,000トン ・8年目 126,000トン ・9年目 138,000トン
020319023		・10年目 150,000トン ・11年目 150,000トン
020321020		2 発動後の税率
020321030		(1) 分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ)以上の豚肉 1～3年目 4.0% 4～6年目 3.4% 7～9年目 2.8% 10～11年目 2.2%
020321040	豚肉・豚くず肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	
020322021		(2) 分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ)未満の豚肉 以下①②のいずれかの低い方。 ① CIF輸入価格とセーフガード輸入基準価格※との差 (※ 524円/kg × (100%+上記2(1)の税率)) ② 1～4年目 当該年度の従量税と同じ 5～9年目 100円/kg(枝肉は75円/kg) 10～11年目 70円/kg(枝肉は52.5円/kg)
020322022		
020322023		
020329021		3 発動対象国 ① 399円/kg以上の豚肉については、国毎に発動要件を満たした場合に発動。 ② 399円/kg未満の豚肉については、TPP国からの合計輸入量が発動要件を満たした場合に、TPP国全体に対して発動。
020329022		
020329023		4 発動期間 年度末まで。
020630092		5 有効期間 11年目まで。
020630093		6 関税緊急措置との関係 豚肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
020630099		7 初年度の発動水準等 年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。
020640092		
020640093		
020649099		

TL2012	品目名	合意内容(セーフガード)
021011010	豚肉調製品 (ハム、ベーコン等)	1 発動水準等 (1) 1～2年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の115%(国別に発動)。
021011020		
021012010		(2) 3～6年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の118%(国別に発動)。
021012020		
021019010		(3) 7～11年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の121%(国別に発動)。
021019020		2 発動後の税率 ・1～4年目 発効前の税率の85% ・5～9年目 発効前の税率の60% ・10～11年目 発効前の税率の45%
021099011		
021099019		(注)発効前の税率 分岐点価格(897.59円/kg)以上のもの CIF輸入価格の8.5% 分岐点価格(897.59円/kg)未満のもの 614.85円/kg-0.6×CIF輸入価格
160241011		3 発動期間 年度末まで。
160241019		4 有効期間 11年目まで。
160242011		5 関税緊急措置との関係 豚肉調製品については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
160242019		
160249210		6 初年度の発動水準等 年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。
160249220		

オレンジのセーフガードの内容

TL2012	品目名	合意内容
080510000	オレンジ (生鮮・乾燥)	12/1～3/31に輸入されるものについて、関税削減期間における輸入急増に対し、以下のとおりセーフガードを措置。 ・セーフガード措置 【発動数量】 1年目35,000トン(以降毎年2,000トン増加) 2年目37,000トン 3年目39,000トン 4年目41,000トン 5年目43,000トン 6年目45,000トン 7年目47,000トン 【SG税率】 1-4年目:28% 5-7年目:20%

たまねぎの輸入に係る暫定税率

TL2012	品目名	内容
070310011	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	<税率> ①課税価格が1kgにつき67円以下のもの: 8.5%
070310012	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円超73円70銭以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	②課税価格が1kgにつき67円超73円70銭以下のもの: 8.5%又は73.70円/kgから課税価格を差し引いた額
070310013	たまねぎ (課税価格が1kgにつき73円70銭超) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	③課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの: 無税